

戦国期の「勅問」について——朝廷・公家社会における撰関家権力の再考——

小堀 貴史

はじめに

戦国期の朝廷・公家社会の在り方に関して、撰関家の人々が朝廷政治に不関与であったとする議論がある。これは、朝廷の政治的手続き等について包括的な検討を行った池享氏⁽¹⁾によって提示された。対して、井原今朝男氏は明応五年（一四九六）の唐橋在教殺害事件を分析するなかで、撰関家が「勅問」⁽²⁾によって朝廷政治に関与していたことを指摘した。また永祿年間（一五五八～七〇）の朝廷での相論裁許を検討した神田裕理氏⁽³⁾は、井原氏の研究を踏まえ「勅問と合議を経ての決裁という審理方法」が戦国期朝廷の「調停機関」としての審理方法として一般化しうるものであるとした。戦国初期における撰関家間の関係等を分析した石原比伊呂氏⁽⁴⁾は、「当時の朝廷政務とは、重要な政治的案件が発生すれば天皇が上級廷臣に勅問するというありかた」であり、主要な答申者は「五撰家各当主など撰関家の面々」であったが、その五撰家のなかでも「偏差」があったと指摘している。戦国期の撰関家については、「足利―近衛体制」に代表される武家勢力等との関わりも明らかにさ

れており、当該期の政治状況に影響力を持ったことが示されている。⁽⁵⁾

一方で、撰関家が朝廷政治に関わる方法として注目された「勅問」については、具体的な諮問・答申の方式や答申結果の効力等、いまだ明らかになっていない点が多い。加えて「勅問」答申者と撰関家の人々との関係についても、いくつかの事例が指摘されるのみで、必ずしも明確なものではない。また、池氏が朝廷政治への撰関家の不関与を立論した際に用いた根拠への批判も十分になされておらず、戦国期の朝廷・公家社会における撰関家の政治的影響力（≠権力）⁽⁶⁾については検討の余地が残されていると考えられる。

そこで本稿では、撰関家が朝廷政治に関わる方法として指摘された「勅問」の制度について、諮問・答申の方式や効力等を説明することを第一の目標とする。加えて「勅問」答申者として朝廷の意思決定に関わった人々について、撰関家を念頭に置きつつ、これを明らかにすることを第二の目標とする。なお、戦国期の撰関家の政治的影響力をめぐる議論は、戦国期の朝廷・公家社会内部の問題に留まらず、織豊期・江戸初期の公武関係⁽⁷⁾、ひいては中近世移行期の国家上部の在り様とも関わりを持つ。この点は稿末で詳述する。

一章 「勅問」の諮問・答申の方式

本章では、戦国期の「勅問」の制度について、当該期の公家社会の人々の認識を探り、使用された文書や伝達の在り方等に注目して、諮問・答申の方式を明らかにすることを目指す。

一節 公家日記に見える「勅問」

「勅問」という語は、例えば辞書では「天皇の下問。天子の質問。」⁽⁸⁾と説明されるように、天皇の諮問全般を示す語とされる。しかし戦国期の朝廷では、ある特定の諮問方式を指して「勅問」と呼ぶ事例が見られる。これが端的に表れているのが次の記事である。

【史料一】『実隆公記』⁽⁹⁾ 文明十八年（一四八六）六月十七日条
 十七日、（中略）抑民部卿密談云、宗賢卿息子六位仙籍所望事、可
 為如何様（裁カ）□、諸家内々有勅問、愚存分可注申之由也、返答云、
 曾以不及覚悟事也、件家一両度有幽玄之例云々、就其御沙汰之
 次第宜有^二時宜^一、広又可^レ有^二勅問^一歟、愚存之分、別而注進之儀、未
 練之身不可^レ然事□、（也）只内々祇候之時御尋之間、述所存之一端之事
 者尋常事也、預勅問申詞等可^レ献之条、尤可^レ謂不相応、可^レ然之
 様可^レ計披露之由返答、（後略）

清原宗賢は息宣賢の六位藏人任官について後土御門天皇に申請を行った。天皇は先例に疑わしい点があることから廷臣に「勅問」を下し、その是非を問うた。【史料一】は「勅問」に預かった廷臣の一人、三条西実隆の日記で

ある。傍線部に注目したい。実隆は「未練之身」である自身の意見をことさらに答申することは「不可然事」とする。その上で、天皇に祇候してるときに「御尋」のあった際、「所存之一端」を答申するのは「尋常」であるが、（今回のように）「勅問」に預かって「申詞」等を献上するのは「不相応」であると続ける。実隆は、天皇からの諮問である「御尋」と「勅問」とを別種のもものと認識していたことが分かる。このように、ある特定の諮問方式を指す語として「勅問」を用いる事例は、他の公家の日記にも見られる。

【史料二】『親長卿記』⁽¹⁰⁾ 文明五年三月十七日条

十七日、（中略）朝問参内、（衣冠、）依^レ召也、仰云、先度被^二仰談^一近衛大納言（政家、）与^二大炊御門大納言^一（信量、）位階相論事、永享例就^二幽玄^一重被^二尋仰^一之處、重兩三ヶ度例注進、（於^二御前^一拜見、）此上者兩様之間、已云^二勅許^一云^二理運^一可^レ有^二御沙汰^一歟之由在^二叡慮^一、旧院之御代不可^レ相^二争^一撰家之由、有^二聖断^一之由雖^レ被^二聞食^一無^二分明^一之儀、此等可^レ為^二如何^一哉之由有^レ仰、予申云、雖^レ有^二永享一度例^一、於^二其身^一者可^レ立^二申所存^一、結句重勸^二申数ヶ度例^一、此上者已前云^二勅許^一云^二先規^一、在^二何事^一乎、（中略）此事雖^レ可^レ及^二勅問^一、被^レ尋^二撰家^一者、可^レ立^二申彼所存^一、被^レ尋^二清華^一者又可^レ立^二申彼所存^一、其外之輩不可^レ幾由有^レ仰、叡慮在^二勅許^一、道理又勅許之間、旁不^レ背^二理^一之由申入了、（後略）

右は、文明五年三月に近衛政家と大炊御門信量との間で起こった位階相論に関する記事である。従二位・権大納言であった信量が自身の正二位昇階を近衛政家と同日付にするよう訴えたものであった。天皇は信量の訴えを認める考えを示しつつ、甘露寺親長を召して「可^レ為^二如何^一哉」と諮問した。中略した箇所では、親長の答申を受けた天皇が「御記」（後花園院宸記）を確

認し、政家側の主張の根拠を見出している。そして傍線部、天皇は「この事については「勅問」を行いたいが、摂関家に尋ねれば政家側の主張を立てるであろうし、清華家に尋ねれば信量側の主張を立てるであろう。そのほかの（「勅問」に答申できる）人々はほとんどいない」とした。親長は天皇の当初の考えを支持し、信量の申請は勅許されることとなる。ここで注目したいのは傍線部「雖_レ可_レ及_二勅問_一」である。この時の天皇から親長への口頭での諮問が「勅問」であったなら、その最中に「此事雖_レ可_レ及_二勅問_一」という会話は成立し得ない。しかれば、親長への口頭での諮問は「勅問」ではないと認識されていたことになる。先述した【史料二】の記述と合わせると、戦国期の公家社会において、少なくとも彼らの日記に表れる「勅問」のなかには、天皇の諮問全般を指す学術用語としての「勅問」とは異なり、ある特定の諮問方式を指す用法のあったことが分かる。管見の限り、戦国期の公家日記に見える「勅問」の語については、ある特定の諮問方式を指す用法の方が多く確認できる。では「勅問」とは、どのような諮問方式を指しているのだろうか。次節では、実隆が「勅問」の際に「可_レ献」とした「申詞」に注目して見ていきたい。

二節 「勅問仰詞」・「勅問申詞」の形状・様式とその使用

次に「勅問」に際する「申詞」の授受を明瞭に読み取れる記事を示す。

【史料三】『後法興院記』長享二年（一四八八）四月二十七日条

廿七日、（辛酉、陰、自_二午刻_一雨下、左大将_{（近衛尚通）}帰宅、
右少弁賢房_{（万里小路）}申送云、（付_二書状_一於祇候者、）就_二禁中犬喰入事_一、勅問之仰詞如_レ此、兼俱卿注進并官・外記勘例進_二上之_一候、以_二参任之体_一

可_レ得_二御意_一候哉、恐々謹言、

四月廿七日

賢房

（西洞院時頭）
右兵衛督殿

禁中有_二犬喰入_一之時、臨期俄引_二隔注連_一、以_二別殿・別門_一可_レ被_レ分_二別淨穢_一之条、可_レ為_二如何_一候哉、兼俱卿注進并官・外記勘例如_レ此、宜_レ被_二計申_一矣、

（中略）○吉田兼俱の注進状等を略す

余申詞禁中有_二犬喰入_一之時、臨期俄引_二隔注連_一、以_二別殿・別門_一可_レ被_レ分_二淨穢_一哉否事、大内之儀為_二各別_一歟、至_二里内_一者如_レ此穢物出来時、每度為_二触穢_一、如_レ然引_二隔注連_一於_レ可_レ被_レ分_二淨穢_一者、古来争有_二触穢之沙汰_一哉、短慮輒難_二計申_一、宜_レ在_二時宜_一矣、

右は、長享二年三月に起こった犬喰入に端を発する禁中触穢に係る記事である。当時、禁裏では犬喰入による触穢が頻発していた⁽¹²⁾。四月七日、その対策として、今後は禁中の「喰入所」に注連を引くなどして、禁中であっても他の場所は「不穢」とする案が立てられた。これを議した後土御門天皇・甘露寺親長は、その是非につき「可_レ有_二勅問_一」と判断し、「勅問」が行われることとなった。禁中触穢の事案の奉行職事となった万里小路賢房は、まず官・外記両局と吉田兼俱に先例等を注進させた。十四日、賢房は「勅問」の答申者について親長と相談し、同二十六日には「勅問之仰詞」とその送状の様式等について再度親長に尋ねている。以上の過程を経て同二十七日に近衛政家のもとに発給されたのが【史料三】の「仰詞」と「書状」（送状）である。「禁中有_二犬喰入_一之時」から「宜_レ被_二計申_一矣」までが「仰詞」、「就_二禁中犬喰入事_一」から「右兵衛督殿」（時頭は近衛家礼）までが送状である。「仰詞」

と並べ記された「余申詞」が「勅問」を受けた政家の答申文書である。「禁中有¹⁹犬喰入¹⁹之時」から「宜¹⁹在¹⁹時宜¹⁹矣」までが「申詞」にあたる。

この時の「勅問」の過程を整理すると、まず事案が発生した後、天皇の判断によって「勅問」が行われるか否かが決まる。行われる場合は、その事案の担当者（主に奉行職事）が先例勘申の命令や「勅問」答申者の設定等を行う。なお二章三節で扱う事例等から、奉行職事は「勅問」答申者等の事項について、毎事天皇の承認を得ていたと思われる。これらの事前準備が整った後、奉行職事から答申者に対して諮問内容が記された「仰詞」とその送状が発給される。これを受けた答申者は、自身の答申内容を「申詞」に認め、これを奉行職事を介して天皇に返送する。以上である。

次に、「勅問」の諮問文書「仰詞」と、答申文書「申詞」の形状・様式について確認しておきたい。「仰詞」¹³については、原本と思しい資料が書陵部図書寮文庫所蔵『即位間事後慈眼院勅答留』(函架番号九・一〇〇)¹⁴のなかに確認できる。形状は折紙(料紙は宿紙(紗漉き、雲母混り)、縦横三二・八×四三・三cm。様式は、柱書に「御即位条々」とあり、次いで五ヶ条の諮問内容が記される。最後に「右条々大概如此、用捨可¹⁵為¹⁵如何之様¹⁵歟、且守¹⁵旧規¹⁵且以¹⁵今案¹⁵宜¹⁵被¹⁵計申¹⁵矣」と結ぶ。また、折裏(折見返し)の奥に銘「仰詞」(奉行職事万里小路賢房の筆カ)が見える。内容は後柏原天皇の即位礼に係るもので、文龜元年(二五〇一)に九条尚経等に対し「勅問」が行われたことが確認できる。¹⁵

「仰詞」の形状は公家日記にも「折紙」¹⁶「仰詞注¹⁷宿紙¹⁷」と見える。様式についても、①事案の内容を持つ(柱書は諮問が複数条に及んだ場合に付く)、②諮問文言(「宜計申」等)を持つ、③結びに「矣」字を用いる、¹⁸④年月日・

署名を記さない、という点に特徴のあったことを見出せる。また宿紙が用いられたことは注目される。宿紙は蔵人所の料紙であり、¹⁹「勅問」の伝達は職事が担うことが一般的であったことが窺える。このことは、公家日記に「凡如²⁰此勅問之事職事触²⁰之」と見えることから裏付けられる。事案の担当になった奉行職事は答申者のもとを訪れて、あるいは遠所の場合は書状で触れていたようである。²¹なお、「仰詞」の伝存状況について、答申者の家の文庫、奉行職事の家もしくは禁裏・宮家の文庫に伝来すると想定されるが、現時点で中世段階の原本は『即位間事後慈眼院勅答留』所収のもの以外には確認できていない。

一方、「申詞」は東山御文庫・高松宮家伝来禁裏本(国立歴史民俗博物館所蔵)に複数確認できる。原本と思われる中世段階の「申詞」を次に列挙しておく。東山御文庫では、『御即位条々勅問申詞』(勅封一二〇一一)²²のうち一「御即位条々勅問申詞写」(一綴(三枚、長帳綴じ)、文龜元年閏六月・七月の近衛政家・九条尚経・徳大寺実淳の「申詞」、形状は折紙、料紙は引合)・二「一条冬良勅問申詞写」(折紙、引合)・三「九条尚経勅問申詞写」(折紙、杉原)・四「近衛尚通勅問申詞写」(折紙、引合)・五「三条西実隆勅問申詞写」(折紙、杉原)、『鴨社司争論勅問申詞』(勅封一二二一五一一六。折紙、引合、文明十四年)のうち一「近衛政家勅問申詞」・二「東久世通博勅問申詞」・三「九条政基勅問申詞」・四「中院通秀勅問申詞」、「関白勅問申詞」(勅封一六三一二一三。折紙、檀紙、明応二年(一四九三)正月五日勝仁親王叙三品に係る関白一条冬良の申詞カ)は、「写」とあるものを含めていずれも原本と見られる。高松宮家伝来禁裏本(国立歴史民俗博物館所蔵、資料番号日一六〇〇)では、一九四一八「二条持通勅問申詞」(折紙、楮紙)・九「転法輪

三条実量勅問申詞（折紙、楮紙）、一九六一二〇「白川忠富勅問申詞」（折紙、楮紙）・四〇「一条冬良カ勅問申詞」（折紙、楮紙）が確認できる。²⁴ また書陵部所蔵有栖川宮本『親王御着服御除服之事』（有栖・一〇〇二七。明応元年）には二条持通等の「申詞」原本がある。もと禁裏本であろう。²⁵ 東山御文庫には近世の原本・写を含めると数十件以上の「勅問申詞」が確認できる。最も時代の下ったものとしては、『改元文久度書類乙』（勅封一五〇―一五）のうち五〜九「九条尚忠勅問申詞」（折紙、檀紙）等五通が挙げられる。形状・様式とも戦国期の「申詞」と大きな差異は見受けられない（奥に「(実名)上」と記す点が異なる）。「申詞」の原本は禁裏文庫に伝存していることから、基本的には治天のもとに献上され保管されたものと考えられる。土代や写は答申者となった公家の文庫にも少なからず確認できる。

「申詞」の形状は、右に列挙した資料からも分かるように、折紙であることが一般的である。公家日記にも「余申詞（注「折紙」如「例」）」と見える。料紙は、例えば『親長卿記』『文明三年二月別記』十三日条を見ると、「引合」・「強紙」・「杉原」のあったことが分かる。伝存する「申詞」の料紙とおおむね一致しよう。同条には「雖可書強紙儀被仰出上、雖相尋難得之間書引合了、陵遅也」と見え、天皇側が料紙を指定する場合もあったらしい。様式は、①事案の内容（主に「仰詞」の引用、柱書は諮問が複数条に及んだ場合に付く）を持つ、②答申文言（「宜在聖断」等）を持つ、③結びに「矣」字を用いることが多い、④年月日・署名を記さない、²⁸ という点に特徴がある。また「申詞」の折裏の奥には、本文と別筆で、答申者の名を記した銘（「大閤」等）があるのが一般的である。答申者から「申詞」を受け取った奉行職事が、「申詞」に「銘」を加えて天皇に奏聞していたことが確認

できる。³⁰ すなわち、「申詞」の別筆の銘は奉行職事（あるいはその後見を行った人物）の筆ということになる。したがって、この銘がない「申詞」は、土代や写である可能性が高い。

三節 「勅問」の諸相

これまで見てきたように、「勅問」の方式の特徴には「仰詞」・「申詞」を用いることが挙げられる。ただし「勅問」の諮問・答申には必ずしも「仰詞」・「申詞」のみが用いられたわけではなかった。次の史料を見てみたい。

【史料四】九条尚経書状土代（「後慈眼院殿雑筆」所収）

先日芳問之後、取乱子細候之条、抛筆候、抑從帥卿（町広光）昨日被送風記候、次第之儀、日限相迫候、諸家大當如何、就中可被用何度御例哉之由、預勅問候、凡如此可申心中候、但如何、可得芳言候、常之如申詞折紙に可認候哉、只帥卿への書状迄に可認候哉、未練之間可預意見候歟、次に奏慶之事、一向不及申付候、何と可成行儀候哉、忘然と沙汰沙汰耳、無他事候、偏仰天道之外不能別儀候、事々不能巨細候、

（文亀元年）十一月廿四日

（九条尚経）（花押）

（三条西実隆）侍従大納言殿

【史料五】三条西実隆勘返九条尚経申詞土代（「後慈眼院殿雑筆」所収）

今度大札可被用何。例一哉事、凡勘旧範、殊改直請嘉承之化規又惠広在・永徳等、躰可被計行、

【史料六】三条西実隆書状（「後慈眼院殿雑筆」所収）

高問畏奉候了、風記経^三高覧^一候哉、珍重候、次第儀誠難^二事行^一候哉、随^三公義^一雖^レ可^二御申^一、遵行又勿論候歟、私出仕等難治候、御拝賀之事、如何様も可^レ有^二御計略^一候、仍御例事、勅問誠可^レ然候、御申詞加^二拜見^一候、只不^レ及^二殊文章^一候者、可^レ然候歟、愚意分申入候、御状にても、又折紙に申詞如^レ常にても、両様更不^レ可^レ有^二巨難^一候、可^レ為^二賢慮^一候、嘉承ハ諒闇中大礼候、但於^レ例者吉例候哉、条々重而可^二申入^一候、聊故障事候間、愚状之式狼藉候、得^二御意^一候哉、誠恐謹言、
(文龜元年)
十一月廿四日
(切封墨引)
 実隆
(切封ウハ書)
 実隆

右は、後柏原天皇の即位礼に関して行われた「勅問」の記事である。町広光は即位の儀式伝奏で、九条尚経は「可^レ被^レ用^二何度御例^一哉」との「勅問」を受け、その答申内容・方法を三条西実隆に尋ねたのが【史料四】である。実隆に尋ねるにあたり尚経が送った「申詞」土代が【史料五】となる。これに対する実隆の返答が【史料六】にあたる。【史料五】の見消・挿入等は実隆による添削で、これも【史料六】とともに返送されたものと思しい。注目したいのは【史料四】「常之如申詞折紙に可^レ認候哉、只帥卿への書状迄に可^レ認候哉」、【史料六】「御状にても、又折紙に申詞如^レ常にても、両様更不^レ可^レ有^二巨難^一候」である。尚経が「勅問」への答申について、「申詞」か「書状」か、どちらにすべきかを尋ね、実隆がどちらでも問題は無いと回答している。すなわち「勅問」への答申に際しては、「申詞」だけでなく「書状」が用いられる場合のあったことが分かる。実際に公家日記のなかには、「勅問」に対して書状や口頭で答申した事例を確認することができる。³²⁾「仰詞」も同様に「勅問」に際して必ず用いられたわけではない。文明十八年に起こった

外官炎上に関して、廃朝の可否等を尋ねる「勅問」が口頭で下された。この時の「勅問」は二日間にわたったが、諮問内容が一定せず、答申者となった甘露寺親長は「兩日勅問相違不審也、所詮、仰詞注給可^レ申^二々詞^一」と、「仰詞」を書き渡すように求めている。³³⁾このほか、書状や女房奉書で「勅問」が下された事例を確認することができる。³⁴⁾

以上のように、「勅問」にあたっては、必ずしも「仰詞」・「申詞」が使用されたわけではなかった。しかしながら、親長が「仰詞」を書き渡すよう求めていること、尚経や実隆が「常之如申詞」「折紙に申詞如^レ常にても」と応答していることから、「勅問」では「仰詞」・「申詞」を用いることの方が一般的であったと考えられる。

さて、いずれの「勅問」にも共通するのは在宅諮問であるという点である。しかし、在宅諮問が全て「勅問」と同定できるわけではない。口頭や書状・女房奉書での諮問・答申は、「勅問」と認定し難い(当時の人々が「勅問」と認識していたと考え難い)諮問にも用いられているからである。³⁵⁾それゆえ、書状・女房奉書や口頭を介する在宅諮問が「勅問」であるのか否か、諮問の類別を行い難い事例が少なくない。一方で、「仰詞」・「申詞」を介する在宅諮問は、「勅問」のほかには確認できない。このことを踏まえ本稿では、确实に「勅問」であると同定可能な「仰詞」・「申詞」のいずれか(あるいはその両方)が用いられた在宅諮問の事例を中心に議論を進めることにしたい。

四節 政務処理の過程における「勅問」

本節では、戦国期における朝廷の政務処理の過程において、「勅問」がいかにして行われたのか、その全体像を整理しておきたい。例として、明応五

年（一四九六）正月の踏歌節会の開催可否をめぐる事案を挙げる。この事案では、節会および「勅問」の奉行職事を担った中御門宣秀の日記・符案『宣秀卿御教書案』³⁶のほか、答申者や節会参仕者の日記が伝存しており、政務処理の過程を詳細に追うことができる。この「勅問」で用いられた「仰詞・「申詞」を示した上で、踏歌節会開催までの経緯を復元する。

【史料七】『後法興院記』明応五年正月十日条

十日、〔己丑〕（中略）早旦頭弁宣秀朝臣為_{中御門}勅使_来、

仰詞如_レ此、

元日・白馬両節会無_レ謂停止、踏歌一節会可_レ被_レ行事可_レ為_二何様_一哉、可_レ被_二計申_一事、（後略）○近衛政家の申詞・大宮時元の勘例を略す

【史料八】『親長卿記』明応五年正月二十三日条

廿三日、晴、頭弁_{中御門}（宣秀朝臣）・四条少将（隆永）等来、羞_二一盞_一、

其次頭弁白馬節会官勘例并人々申詞持来、仍書_二入_一之、予申詞同書_二入_一之、（中略）○大宮時元の勘例を略す

人々申詞云、

大閤近衛前閔白（政家公）

元日・白馬両節会無_レ謂停止、踏歌一節会可_レ被_レ行哉否事、適再興時節、一向停止可_レ有_二如何_一哉、殊時元如_二勘進_一者、不_レ可_レ有_二豫儀_一歟、猶宜_レ在_二時宜_一矣、（後略）○一条冬良等七名の申詞を略す

(1) 事案の発生 朝廷行事として、正月には元日・白馬（七日）・踏歌（十六日）の三節会が行われる。しかし、明応五年は朝廷・幕府の経済的困窮により元日・白馬は行われなかった。当初、踏歌も停止の予定であったが、正月五日頃、踏歌節会開催費用の支出が可能となったことが幕府より朝

廷に伝えられた。これにより踏歌節会の挙行は可能となったが、元日・白馬節会を行わずに踏歌節会のみ行うことは是非が問題となった。

(2) 先例・関連事項の調査 九日、この事案について、天皇はまず先例の勘申を両局に命じ、官務の大宮時元より勘申がなされた。³⁸

(3) 「勅問」の発議・実施 十日、天皇は時元の「勘例」を参考資料として、八名の廷臣に「勅問」を下した。「勅問」の伝達は奉行職事の宣秀が担っている。この時の「仰詞」は【史料七】に見える通りである。

(4) 答申 「勅問」の伝達を務めた宣秀は十日のうちに八名のもとを回り、各々の「申詞」を受け取り、勾当内侍（四辻春子）を介して天皇に奏上した。

(5) 答申内容の検討・決定 八名の答申結果はいずれも踏歌節会を開催すべきとするものであった。天皇は十日のうちに踏歌節会の開催を決定し、その日の晩頭には節会参任命令が東坊城和長等のもとに伝えられた。

(6) 執行 十六日、踏歌節会（内弁は二条尚基）が開催された。

右の流れは本章二節で見た犬喰入の事案等とも同様であり、政務処理の過程における「勅問」の在り様として一般的なものであったと考えられる。

以上、本章では戦国期の「勅問」の制度について諮問・答申の方式を明らかにした。「勅問」とは、①戦国期の朝廷において、②天皇が自身の判断のみで決裁し難い事案が発生した場合に、③主に職事を奉行（担当者）として、④一部の廷臣に対して、⑤主に「仰詞」を用いて在宅諮問を行い、⑥答申者となった廷臣が主に「申詞」を用いて答申を行う、という制度であったと言える。③・⑤・⑥に「主に」と付した理由は前節で述べた通りである。①について他時代との関わりは稿末で触れる。②の天皇が「勅問」を発する動機については二章一節で、④の「勅問」が下された廷臣については二章三・四

節で詳しく述べる。

二章 「勅問」の効力と答申者

本章では、朝廷の意思決定における「勅問」の効力と、これを答申者以外の人々がいかに認識していたかを探り、答申者の政治的影響力を明らかにする。その上で、いかなる人々が「勅問」答申者であったのかを示したい。

一節 「勅問」の効力

本節では「勅問」の効力、すなわち天皇の意思決定に対する「勅問」答申結果の拘束力を見たい。

【史料九】『親長卿記』「文明三年二月別記」十三日条

十三日、晴、抑今度（後花園天皇）旧院御追号事、去正月二日被仰（高辻）新大納言、（継長、

御号二（後文徳・後花園、）扱申、仍被尋（左カ）仰諸卿、申詞注（左カ）右、就

多分之儀（後文徳院云々、）但如去五日記、自一条大閣（兼良公、）

付（文徳天皇）便風、後文徳事為田邑帝諡号、被加後字於諡号之条無先

規之由、就被申、重可被尋諸卿云々、（後略）

右は、文明二年十二月二十七日に崩御した後花園院の追号に関する記事である。同追号の経緯は『持通公記』・『親長卿記』の記事から、次の通りと推測される。十二月二十九日頃、関白二条政嗣の父（大閤）持通が後文徳号号として挙奏した。二十九日、持通の意見に対し、後土御門天皇は後文徳号を退けて後花園号を推し、持通に了解するよう迫った。しかし持通は折れず後文徳を推したため、正月二日、持通のほか、日野勝光等五名の廷臣に「勅

問」が下され「申詞」が提出された。結果は五対一で後文徳号が優勢、【史料九】傍線部に「就多分之儀後文徳院云々」とあるように後文徳号に定まった。このように「勅問」を行った事項の決定にあたっては「多分之儀」が持ち出される例が確認でき、基本的には多数決的に決定がなされたものと思われる。つまり「多分之儀」の原則によって、答申内容・意見の多寡が決裁に直結する、言い換えれば、廷臣の答申によって天皇の意思決定を拘束する仕組みが「勅問」にはあったと、一面的には評価できる。

しかし、右の後花園院の追号には後日談がある。正月二日に後文徳と治定した後、一条兼良より後文徳号の難が提示され、二月五日に二度目の「勅問」が前述の五名に対して行われた。結果は後文徳で問題無しとする意見が三、後花園が一、両様とする意見が一であった。天皇はこの答申結果について兼良と相談し、同十三日には後近衛・後土御門・後花園の三号から答申するよう、二条持通と前述の五名、これに久我通尚・今出川教季を加えた八名の廷臣に、三たび「勅問」が下された。結果、十五日に後花園号に治定となる。

以上の経緯の背景に、自身の推した後花園号に誘導しようとする後土御門天皇の思惑があるのは明白であろう。そもそも「勅問」は天皇からの諮問であり、当該事案について諮問を行うか否か、諮問の内容、答申者さえも天皇がある程度恣意的に選定することができる（二章三・四節参照）。それゆえ「勅問」を下した事案についても、意思決定の主体は天皇にあったと言える。

一方で、天皇が廷臣の答申を求めた点もまた注目される。「勅問」の答申結果が意思決定において実質を持たない形式的なものであったとすれば、天皇はこれを閉却し、思うがままに決定を行うことも理論上は可能であったはずである。しかし三度にわたり「勅問」を下し、答申者の人数を増やし、諮

問の内容（追号の候補）を変え、自身の意見が公卿の意見の「多分」となるように天皇が力を注いだのは、「勅問」の答申結果が実質性を持っており、意思決定への拘束力を有していたためであると考えられる。そして、天皇が自身の意向を覆される可能性がある——実際に後花園追号では、当初天皇の意思に反した後文徳号に治定している——にも関わらず、意思決定にあたり「勅問」を下したのは、廷臣の答申を必要とする（必要とせざるを得なかった）理由があつたためであると考えられる。想定される理由として、一つには、先例として「勅問」を行う必要がある事案の場合がある。改元年号や親王御名字等が具体例として挙げられる。二つには、天皇が「然るべき判断」を下すため、厳密には「（可能な限り）（その事案の当事者や周囲の人々が）然るべからざる（と認識する）判断」を下さないようにするため、廷臣の意見を徴したという場合が考えられる。三つには、公家社会における合意形成の意味が想定できる。「勅問」は口頭のみで完結するような諮問・答申や合議と異なり、その諮問・答申の内容が「仰詞」・「申詞」という文書として残るといふ点に特徴がある。残された文書やその内容は参照されるべき先例としても扱われることがあり、特に「申詞」は公家社会内部で広く回覧され日記に写されることも多く行われている。⁽⁴²⁾「勅問」の答申結果が公家社会で周知されていたらすれば、天皇はその答申結果をもって公家社会の合意を得たという正当性を掲げ、物事を推し進めることができたのではなからうか。⁽⁴³⁾特に、公事の停廃や廷臣の在国をはじめとする様々な事案が発生し、容易に先例を踏襲し難い状況に置かれた戦国期の朝廷では、意思決定にあたり公家社会の合意や決定内容の正当性が重要になったと考えられる。このような廷臣間の利害を調整し公家社会の承認・支持を得る機能が、戦国期の「勅問」にはあ

つたのではないかと思われる。これらの事情により、「勅問」の答申結果は天皇の意思決定を一定程度拘束していたものと考えられる。

二節 「勅問」とその答申者に対する公家社会の認識

では、かかる「勅問」答申結果の効力は公家社会においてどれほど認知されていたのであろうか。また、「勅問」答申者に対する他の人々の認識はどのようなものであつたのだろうか。次に二つの史料を挙げる。

【史料一〇】『長興宿禰記』文明十年（二四七八）七月二十二日条

廿二日、予被_レ任_二治部卿_一、_レ止_二左大史_一、_レ藏人左中弁政_{（勸修寺）}、_レ宣下、

上卿日野中納言広光卿也、当流八省卿拜任初也、近代医陰諸家・諸大夫

等各有_二拜任_一、予奉公勞経_二数年_一、可_レ有_二御免_一之由望申、兼日及_二沙

汰_一、於_二執柄以下諸家_一有_二勅問_一、所_二申上_一不_二過分_一、忠功于_レ他異也、

有_二其謂_一之由各被_レ申_二入之_一、仍勅許_二□_一、

【史料一一】『親長卿記』文明十年五月十七日条

十七日、晴陰、長興宿禰来、八省卿_{（大官）}〈治部卿〉事所望、申_二右大弁宰相_{（広橋兼頭）}

了、自然有_二勅問_一者可_レ得_二其意_一云々、

【史料一〇】は大宮長興の治部卿任官の宣下がなされた際の記事である。傍線部からは、「勅問」の答申結果によって勅許を得られたとする長興の認識が見て取れる。【史料一一】は長興の任官が勅許される以前、長興が治部卿任官を申請した直後の記事である。当時「勅問」答申者となることの多かつた甘露寺親長に対し、治部卿任官に関して「勅問」があつたならば、これを承認するような答申を行うよう、長興が根回しを行っていたことが分かる。このような「勅問」答申者への根回しのような行為は少なからず見られ、⁽⁴⁴⁾答

申の御礼に香炉や杉原が贈られる事例も確認できる。⁽⁴⁵⁾

以上より、「勅問」の効力は公家社会で広く認知されていたと考えられる。特に「勅問」が人事に関する事案を扱っていたことは重要である。当時の公家社会では自身の人事が天皇のみならず「勅問」答申者の意向によって左右される可能性が意識されていたことになる（それゆえの根回しである）。しかれば戦国期の朝廷において「勅問」答申者になり得ることは、少なくとも朝廷・公家社会内部においては権力を有することにつながったと考えられる。

三節 「勅問」答申者の選定

前節までの検討により、「勅問」の答申者が戦国期の朝廷・公家社会において政治的影響力、言い換えれば権力を有する存在であったことを示した。本節・次節では、この「勅問」答申者となった人々を明らかにしたい。

本節では、戦国初期にあたる後土御門天皇の時期⁽⁴⁶⁾に絞って、「勅問」答申者を分析する。この時期は公家日記等が豊富に伝存しており、「勅問」の事例がある程度網羅的に収集でき、答申者の詳細な分析も可能となる。当該期に確認できる「勅問」の事例——主に「仰詞」・「申詞」の使用が見えるもの（二章三節参照）——について、【表一】に整理した。まず次の史料から「勅問」答申者の選定基準を読み取り、その上で【表一】の実例と対照させて、答申者となった人々を示すことにする。

【史料一二】『宣秀卿記』⁽⁴⁷⁾ 明応五年（一四九六）正月九・十日条

九日、宣秀^(中御門)参内、公卿以下御点事申入、勅問以後之由、有^(政基)仰云々、
 (中略) 晚退出、准后^(政基)（九条前関白、大関^(近衛尚通)（近衛尚通）
 相国^(冬良)（一条殿、前左府^(実淳)（徳大寺、左府^(政長)（花山、

大納言入道^(親長)（甘露寺、勸修寺前大納言等、明日可^(教秀)尋申云々、
 十日、早旦女房奉書、勅問事、不^(九条政基)可^(九条政基)申^(九条政基)准^(九条政基)后^(九条政基)、
 去七日於^(唐橋)彼御亭^(唐橋)菅原在数朝臣^(唐橋)（少納言・大内記、被^(唐橋)殺害云々、
 可^(尚基)申^(尚基)内府^(尚基)（二条殿）之由、被^(尚基)仰下、

【史料一三】『親長卿記』長享二年（一四八八）四月十四日条

十四日、晴、自^(藏人右少弁万里小路)賢房許^(藏人右少弁万里小路)送^(藏人右少弁万里小路)書状^(藏人右少弁万里小路)、禁中穢物事也、
 昨日参上本望存候、兼又就^(兼)禁中喰入穢事、可^(可)被^(可)尋^(可)兩局^(可)候、白紙^(可)
 御案不到来^(御案不到来)候、兼俱^(兼)注^(兼)進^(兼)折紙^(兼)進^(兼)上^(兼)之^(兼)、高覽之後可^(高覽之後可)
 内々状可^(内々状可)為^(内々状可)此分^(内々状可)候哉、兼俱^(兼)注^(兼)進^(兼)折紙^(兼)進^(兼)上^(兼)之^(兼)、高覽之後可^(高覽之後可)
 被^(被)返下^(被)一候、兩局^(兩局)注^(注)進^(進)之^(之)後、勅^(勅)問^(問)人^(人)数^(数)、
 大^(大)関^(関)・九^(九)条^(条)前^(前)関^(関)白^(白)・近^(近)衛^(衛)前^(前)関^(関)白^(白)・関^(関)白^(白)・前^(前)左^(左)府^(府)、
 左^(左)府^(府)・右^(右)府^(府)・前^(前)内^(内)府^(府)・内^(内)府^(府)等可^(等可)然^(然)候^(候)哉、
 雖^(雖)不^(不)被^(不)申^(不)可^(不)苦^(苦)候^(候)歟、此外大中納言少々可^(此外大中納言少々可)加^(加)歟、
 鷹^(鷹)司^(司)前^(前)関^(関)白^(白)同^(同)可^(可)尋^(尋)申^(申)一^(一)候^(候)歟、不^(不)可^(不)苦^(苦)候^(候)哉、
 大^(大)関^(関)已^(已)下^(下)尤^(尤)雖^(雖)可^(可)参^(参)申^(申)一^(一)事^(事)候^(候)上^(上)、内^(内)々^(内々)以^(以)書^(書)状^(状)可^(可)申^(申)入^(入)之^(之)条^(条)可^(可)為^(為)如^(如)何^(何)一^(一)
 候^(候)哉、殊^(殊)九^(九)条^(条)殿^(殿)遠^(遠)候^(候)間^(間)、参^(参)入^(入)難^(難)治^(治)候^(候)、賢^(賢)房^(房)謹^(謹)言^(言)、
 四月十四日 賢房 上（後略）

【史料一二】は、一章四節でも扱った明応五年正月の踏歌節会に関する「勅問」の記事である。奉行職事の宣秀は天皇より九条政基等八名の廷臣に諮問を下すよう仰を受ける。しかし翌日、政基の唐橋在数殺害が顕らかとなり、天皇は答申者から政基を外し、二条尚基に替えるよう宣秀にあらためて命じている。本事例から、「勅問」答申者の基本的な選定は天皇が行っていたことが分かる。このことは、本稿で挙げた他の事例からも確認できよう。

【史料一三】は、一章二節で扱った禁中触穢の「勅問」に関する記事である。

【表一】戦国初期の「勅問」一覧

No.	実施年月日	内容・題目	答申者	典拠
1	文明三年 正月二日	旧院御追号	二条持通・日野勝光・三条公教・中院通秀（・広橋綱光）・甘露寺親長・勅修寺教秀	持通公記・親長卿記
2	文明三年 二月五日	旧院御追号	日野勝光・三条公教・中院通秀・甘露寺親長・勅修寺教秀	持通公記・親長卿記
3	文明三年 二月十三日	旧院御追号	二条持通・久我通博・今出川教季・日野勝光・三条公教・中院通秀・甘露寺親長・勅修寺教秀	持通公記・親長卿記
4	文明四年 二月八日	旧院女房・内裏女房の座次相論	一条兼良	親長卿記
5	文明四年 七月十日	源満仲の贈位	一条兼良・二条政嗣・日野勝光・三条公教・中院通秀・広橋綱光・勅修寺教秀・甘露寺親長	書院部図書寮文庫所蔵（以下、書院部所蔵と記す）『大染金剛院記如法寿院記扶書』（九・四〇三六）・親長卿記・宗賢卿記（『宮内庁書院部所蔵三条西本『宗賢卿記』（研究代表者：榎原雅治「古記録の史料学的な研究にもとづく至町文化の基層の解明」科学研究費補助金研究成果報告書、二〇一二年））
6	文明九年 閏正月三日	広橋綱光叙従一位・任准大臣	勅修寺教秀・甘露寺親長	親長卿記
7	文明九年 閏正月十九日	大炊御門信子の女院号・同定の有無及び同号新字追加の可否	広橋綱光・勅修寺教秀・甘露寺親長	実隆公記・親長卿記
8	文明九年 六月八日	清原宗賢・西洞院泰清位階相論	甘露寺親長（ほか不明）	親長卿記
9	文明九年 十二月十日	西川房任の勅免	甘露寺親長（ほか不明）	親長卿記
10	文明十年 六月十三日	清原宗賢任侍従	一条兼良	長興宿禰記・「一条兼良書状」（注四九参照）
11	文明十年 六月	大宮長賢任治部卿	一条兼良（ほか不明「執柄以下諸家」）	親長卿記・兼願卿記（国立歴史民俗博物館所蔵、日六三・五九〇～五九六・八二八・八二九）・長興宿禰記・国立歴史民俗博物館所蔵「二条持通勅問申詞」（日六〇〇・一九四八）・「転法輪三条実量勅問申詞」（同・九）
12	文明十一年 十月二十三日	改暦	一条兼良・二条持通・近衛政家	東山御文庫所蔵「朔旦冬至改暦勅答」（勅封一八二・二九）・後法興院記・親長卿記・長興宿禰記
13	文明十二年 七月二十六日	兼良豊原秋叙従三位	近衛政家（ほか不明）	後法興院記
14	文明十二年 十二月十二日	若宮御名字	一条兼良・二条持通・九条政基・近衛政家・西園寺実遠	後法興院記・親長卿記
15	文明十三年 五月二十二日	若宮御方の御水干・御袖括の色	近衛政家（ほか不明）	後法興院記
16	文明十三年 七月九日	女院号	二条持通・九条政基・近衛政家・三条実量・久我通博	後法興院記・親長卿記・宣風卿記（増補史料大成）・長興宿禰記
17	文明十四年 四月一日	内侍所御神楽の略儀	近衛政家（ほか不明）	後法興院記
18	文明十四年 五月十三日	延暦寺櫻殿院中堂等造立	近衛政家（ほか不明）	後法興院記
19	文明十四年 七月二十日	兼良豊原秋叙従三位	近衛政家・中院通秀・甘露寺親長（ほか不明）	東山御文庫所蔵「勅問申詞写」（勅封一六三・三八）・後法興院記・十輪院内府記・親長卿記
20	文明十四年 閏七月十八日	鴨伊富遺跡相論	近衛政家・久我通博・三条実量・中院通秀	東山御文庫所蔵「鴨社四」所収「鴨社司争論勅問申詞」（勅封一二二・五一・六一）・「諸社」所収「水無瀬宮豊国神号等勅問申詞写」（勅封一二三・三五）・後法興院記・十輪院内府記
21	文明十四年 九月十八・十九日	中院通秀の任大臣	甘露寺親長（ほか不明）	十輪院内府記・親長卿記
22	文明十六年 八月七日	富小路資直六位藏人所望	中院通秀・勅修寺教秀・甘露寺親長	東山御文庫所蔵「勅問申詞写」（勅封一六三・三八）・十輪院内府記
23	文明十六年 九月十三日	雲谷玄祥の禪師号	中院通秀・甘露寺親長	十輪院内府記
24	文明十八年 六月十六日	清原宣賢六位藏人所望	中院通秀・三条西実隆	東山御文庫所蔵「勅問申詞写」（勅封一六三・三八）・十輪院内府記・実隆公記・長興宿禰記
25	文明十九年 四月	神宮炎上につき鹿朝宣下等	二条持通・九条政基・近衛政家・西園寺実遠・勅修寺教秀・甘露寺親長	東山御文庫所蔵「神宮還宮回祿叙等文書」所収「外宮回祿文書」のうち「諸卿勅問申詞」（勅封二九三・三四）・「諸社」所収「伊勢大神宮還宮勅問申詞写」（勅封一二三・三四・一一二）・十輪院内府記・親長卿記
26	文明十九年 四月二十九日	新大納言典侍（庭田朝子）重服中の宮中婦参	二条持通・甘露寺親長（ほか不明）	親長卿記
27	文明十九年 七月九日	改元	二条持通・九条政基・近衛政家・九条政忠	後法興院記・十輪院内府記・親長卿記
28	長享元年 十月（閏十一月一日）	滋野井教国任中納言	甘露寺親長（ほか不明）	親長卿記
29	長享元年 十一月二十一日	五条為学（六位・非藏人）着用の装束	「諸撰家及官外記」・甘露寺親長	親長卿記・拾芥記（『大日本史料』（八二二）長享元年十一月二十一日条所収）
30	長享元年 十二月二十九日	西辻実仲の位記	甘露寺親長（ほか不明）	親長卿記
31	長享二年 四月二十七日	犬喰入触穢	二条持通・九条政基・近衛政家・九条政忠・西園寺実遠・徳大寺実淳・花山院政長・中院通秀・一条冬良	後法興院記・実隆公記・同記（長享二年春夏紙背文書）・親長卿記
32	長享二年 七月十四日	清浄華院玄周の和尚号	三条西実隆・甘露寺親長（ほか不明）	実隆公記・同記（長享二年秋十月紙背文書）・親長卿記
33	長享三年 八月十四日	改元	二条持通・九条政基・近衛政家・一条冬良・西園寺実遠・花山院政長・勅修寺教秀	東山御文庫所蔵「改元勅答部類（自長享至寛永）」（勅封三八六〇）・後法興院記・実隆公記・親長卿記・親長卿記別記（『大日本史料』（八二八）延徳元年八月二十一日条所収）
34	延徳元年 十一月一日	吉田兼俱の密奏（神器叙覧）	二条持通	後法興院記・実隆公記・宣風卿記
35	延徳二年 正月十日	踏歌節会の有無	二条持通・近衛政家・一条冬良・徳大寺実淳・花山院政長	後法興院記・実隆公記・親長卿記
36	延徳二年 三月十九日	殿上管領相論	二条持通・勅修寺教秀・三条西実隆・甘露寺親長・松木宗綱	東山御文庫所蔵「勅問申詞写」（勅封一六三・三八）・実隆公記・殿上管領相論事（『大日本史料』（八三六）延徳二年三月十九日条所収）
37	延徳二年 六月三十日	滋野井教国叙正二位	三条西実隆（ほか不明）	実隆公記
38	延徳二年 十一月四日	神宮炎上	近衛政家（ほか不明）	後法興院記
39	延徳二年 十一月二十日	神宮炎上	近衛政家（ほか不明）	後法興院記
40	延徳二年 十二月十二日	内侍所御神楽の典侍参仕	二条持通	実隆公記
41	延徳三年 正月九日	踏歌節会因栖立樂の省略	近衛政家（ほか不明）	後法興院記
42	延徳三年 六月十七日	神宮炎上につき祈禱	二条持通・近衛政家・一条冬良・西園寺実遠・徳大寺実淳・花山院政長	後法興院記
43	延徳三年 六月十七日	神宮炎上につき祈禱	二条持通・近衛政家・一条冬良	後法興院記・親長卿記
44	延徳四年 四月三日	壬生暗富の叙従三位	二条持通・近衛政家・一条冬良・西園寺実遠・徳大寺実淳・花山院政長	後法興院記・暗富宿禰記・壬生家文書（図書寮叢刊、一一一・一二号）
45	明応元年 七月二十日	親王御着服の有無	二条持通・近衛政家・一条冬良・徳大寺実淳・三条西実隆・白川忠富	後法興院記・和長卿記・書院部所蔵「親王御着服御除服之事」（有栖、一〇〇二七）
46	明応元年 九月十日	親王除服・服中禁中同居	二条持通・近衛政家・一条冬良・勅修寺教秀・甘露寺親長	後法興院記・親長卿記・和長卿記・書院部所蔵「親王御着服御除服之事」（有栖、一〇〇二七）
47	明応元年 十一月十四日	春日祭の神事	甘露寺親長（ほか不明）	親長卿記
48	明応二年 正月五日	勝仁親王叙三品	一条冬良	東山御文庫所蔵「任官叙位書類」所収「閏白勅問申詞」（勅封一六三・六二・三）
49	明応三年 八月二十日	水無瀬殿勸請の陣儀仰詞	近衛政家・近衛尚通・九条政基・一条冬良	東山御文庫所蔵「諸社」所収「水無瀬宮豊国神号等勅問申詞写」（勅封一二三・三五）・後法興院記・九条家歴世記録・「鳥丸冬光書状」（書院部所蔵「旅引付」戊（九・七八）附属文書）・書院部所蔵「慈眼院後慈眼院御勸答等」（九・一七五二）
50	明応四年 正月二十八日	田向重治の直衣勅免	三条西実隆（ほか不明）	実隆公記
51	明応四年 九月十一日	鳥丸冬光の輕服	甘露寺親長（ほか不明）	親長卿記
52	明応四年 九月二十一日	上人号	甘露寺親長（ほか不明）	親長卿記
53	明応四年 十二月二十七日	元日節会・小朝拝・追儺・酒酔の有無	甘露寺親長（ほか不明）	親長卿記
54	明応五年 正月十日	踏歌節会の有無	近衛政家・一条冬良・近衛尚通・徳大寺実淳・花山院政長・二条尚基・勅修寺教秀・甘露寺親長	後法興院記・実隆公記・親長卿記・宣秀卿御教書案
55	明応五年 正月二十三日	九条政基・尚経の罪科	勅修寺教秀・甘露寺親長	親長卿記・和長卿記
56	明応五年 正月二十五日	九条政基・尚経の罪科	甘露寺親長（ほか不明）	親長卿記
57	明応五年 二月五日	九条政基・尚経の解官	近衛尚通（ほか不明）	後法興院記・実隆公記
58	明応五年 二月七日	九条政基・尚経の解官	近衛政家・一条冬良・近衛尚通（ほか不明）	後法興院記・書院部所蔵「一条閏白冬良消息」（桂、一〇四五）
59	明応五年 六月五日	勅修寺教秀任禊	甘露寺親長（ほか不明）	親長卿記
60	明応六年 正月十五日	山井景兼叙従三位	甘露寺親長（ほか不明）	親長卿記
61	明応六年 十二月五日	大宮時元補禰氏長者	三条西実隆・甘露寺親長	実隆公記
62	明応七年 二月十三日	吉田兼致任左兵衛佐	甘露寺親長（ほか不明）	親長卿記
63	明応七年 六月五・六日	円満院宮得度・親王宣下等	甘露寺親長・町広光	親長卿記
64	明応七年 十月二十一日	円満院宮御名字	三条西実隆・甘露寺親長	実隆公記

掲出部分は、この事案の奉行職事を務めていた万里小路賢房が甘露寺親長に「勅問」答申者等について尋ねた際の書状である。ここで賢房は、前官を含む大臣以上の廷臣を全て（鷹司政平を除く）挙げた上で「此外大中納言、少々可_レ加敷」とし、親長は「被_レ加_二大中納言、可_レ被_二伺申_一候者可_レ然」と勘返している。このことから、「勅問」答申者の選定の上で基準となったのは官職であることが分かる。具体的には、(A) 全ての大臣以上（前官を含む）と (B) 一部の大中納言、という二つの枠組みのあったことが窺える。

まず (A) 全ての大臣以上（前官を含む）という枠組みを検討する。大臣になり得るのは主に摂関・清華家の人々であり、稀に大臣・羽林・名家の人々が内大臣・准大臣に任じられる。そのため、「勅問」答申者 (A) は、主に摂関・清華家の人々が該当することになる。一章一節に見た【史料二】の近衛政家と大炊御門信量との相論の「勅問」答申者に関して、摂関・清華家の人々のほかは「不_レ幾」と天皇が発言したのはこのためであろう。ただし【表一】と対照すると、全ての「勅問」について必ずしも (A) 全ての大臣以上の廷臣が答申者となっていたわけではないことが分かる。まず、鷹司政平が一度も答申者になっていない。【史料一三】でも「雖_レ不_レ被_レ申不_レ可_レ苦候敷」とされており、政平は意図的に答申者から外されていたことが分かる。この背景は明瞭でないが、政治能力等の問題から答申に堪えないと判断されたものであるか。ほかに、例えば【史料一二】では、右大臣近衛尚通・前内大臣今出川公興が答申者となっていない。前述のように、内大臣尚基も政基の代わりとして選出されている。【表一】を見ると、(A) 全ての大臣以上に「勅問」が下された事例の方がむしろ少ないことが分かる。すなわち、理念上は (A) 全ての大臣以上（前官を含む）を答申者として想定しつつも、【史

料一二】のように天皇の意向によってさらに選定が行われた、というのが実情であろう。その選定は、年齢や対象となる事案の特性（政家・信量の相論が好例であろう）等も考慮されたと思われるが、最終的には、天皇がその廷臣に意見を聞きたい（聞くべき）と思ったか否かによると考えられる。なお、(A) の主となる摂関・清華家の人々についても同等に扱われたわけではなかった。後土御門天皇が一条兼良に諮問した際、兼良は「大閤・執柄以下内覧臣」⁽⁴⁹⁾に諮問するよう促している。このように大閤・閔白や「内覧臣」（摂関家の人々の意か）が「勅問」答申者として重視されていた点は、江戸期の勅問衆の成立と関わって重要である。

一方で、大臣でなくとも頻繁に「勅問」に預かる廷臣がいる。「勅問」答申者 (B) 一部の大中納言に該当する人々である。その筆頭となるのが、【表一】からも明らかのように甘露寺親長・勧修寺教秀である。彼らは後土御門天皇の政治顧問的立場にもあった。例えば中院通秀は自身に「勅問」が下された際、「勧修寺・甘露寺等同勅問敷」と推測をめぐらせており、この二人に「勅問」が多く下されていたことは当時の公家社会でも広く知られていたものと思われる。【表一】の答申者では、広橋綱光・三条西実隆も政治顧問として活躍した廷臣である。(B) は (A) の答申者を前提にこれを補完するものであるから、(A) 以上に「天皇がその廷臣に意見を聞きたい（聞くべき）」と思ったか否かで選定が行われたものと思われる。(B) 一部の大中納言と政治顧問とで一致する廷臣が多いのは自然と言える。

以上を整理すると、(A) 全ての大臣以上（前官を含む）を前提に、この中から天皇によってさらに選定が行われ、次いでこれに、同じく天皇の意向によって選ばれた (B) 一部の大中納言が加えられることで、そのときどき

の「勅問」答申者が選定されたものと考えられる。より簡潔に示せば、「官職」と「天皇の意向」によって選定がなされていたと言える。

四節 戦国期の「勅問」答申者

本節では、戦国期における「勅問」答申者の変遷とその背景を明らかにし、朝廷内部における権力関係の解明を試みる。後柏原朝以降は前節で扱った後土御門天皇の時期とは異なり、日記の伝存状況に時期的・階層的な偏りがある。そのため、何らかの指標・基準を設けて「勅問」を定点的に観測する必要がある。そこで注目したいのが、東山御文庫所蔵『改元勅答部類』（勅封三八一六〇）である。⁽⁵³⁾ 同本には長享・寛永までの改元に係る「勅問申詞」が収められており、公家日記等で補完することで、戦国期～江戸初期の改元に係る「勅問」答申者を復元できる。後柏原天皇以降の改元に係る「勅問」答申者を【表二】に一覧にする。

以下、後柏原（文亀・永正・大永）、後奈良（享祿・天文・弘治）、正親町（永祿・元亀・天正）、後陽成（文祿・慶長）、後水尾（元和・寛永）と天皇ごとに区分して分析する。後柏原朝では、文亀改元は鷹司政平（前述）・九条政基（勅勘）・前左大臣花山院政長・前右大臣久我豊通を除く（A）全ての大員以上（前官を含む）、（B）一部の大中納言として当該期に政治顧問的役割を担っていた三条西実隆が答申している。永正改元もほぼ同様である。大永改元は鷹司兼輔が父政平と同様に「勅問」を下されていない。大員以上のうちでも、前太政大臣花山院政長・前左大臣三条実香・右大臣大炊御門経名・内大臣徳大寺公胤・前右大臣久我豊通・前内大臣正親町三条実望が答申者として見えない。これは史料の伝存の問題か、あるいは急事であったため⁽⁵⁶⁾

であろう。大永を措けば、後柏原朝の「勅問」答申者は、基本的に後土御門天皇の時期と同様の選定がなされていたと考えられる。

後奈良朝は史料が少ないながらも、弘治改元では多くの答申者を確認できる。この事例を見ると、基本的には前代と同様の選定が行われていたことが分かる。（B）には三条西公条（政治顧問でもある）が該当しよう。出家者が答申者となる事例は、（A）・（B）とも後土御門の時期には確認できる。一方、（A）では前関白九条種通・前関白近衛種家・右大臣西園寺公朝・前左大臣今出川公彦の答申が見えない。種通は足利―近衛家との関係により京都を追われ在国していた時期が長く、政治的立場を弱めており、その影響であろうか。ただし弘治改元時の京都は種通と婚姻関係のある三好長慶の支配下にある。⁽⁵⁷⁾ 他方、種家は長慶に追われた足利義輝とともに在国しており、この時は坂本にあったようである。⁽⁵⁸⁾ 以上、後奈良朝の「勅問」答申者の選定には、前代に比して武家側の状況の影響が窺える。⁽⁵⁹⁾

正親町朝については元亀改元を例に見ると、前左大臣近衛前久・右大臣花山院家輔を除く全ての大員以上が答申者となっている。この時期の「勅問」答申者の選定も、それまでと同様の基準で行われたと考えられる。武家側の状況の影響としては、前久が義昭から勘気を蒙り在国していることが挙げられる。また、上首の家輔等を差し置き大納言の兼孝・内基が答申者になっている点は注目される。これは（B）と捉えることもできるが、二人が九条家・一条家の当主であったことを踏まえると、後土御門天皇の時期に見られた摂関家を重視する傾向が、この時期に強まっていたとも捉えられよう。

最後に、後陽成・後水尾天皇の時期についても見ておきたい。後陽成の時期は、文祿改元を見ると太政大臣前関白羽柴秀吉・右大臣今出川晴季を除く

【表二】文亀～寛永改元の「勅問」答申者

年号	答申者
文亀	准后近衛政家・関白一条冬良・前左大臣徳大寺実淳・左大臣今出川公興・内大臣九条尚経・大納言三条西実隆
永正	准后近衛政家・前関白一条冬良・関白九条尚経・前左大臣徳大寺実淳・左大臣今出川公興・大納言三条西実隆
大永	准后近衛尚通・前関白九条尚経・関白二条尹房
享祿	准后近衛尚通・関白近衛種家
天文	関白近衛種家（「勅問」ではなく「内覧」カ）
弘治	准后一条房通・前関白二条晴良・関白近衛晴嗣（前久）・諱空（三条実香）・称名院（三条西公条）
永祿	関白近衛前嗣（前久）
元亀	関白二条晴良・左大臣西園寺公朝・大納言九条兼孝・大納言一条内基
天正	関白二条晴良
文祿	前関白九条兼孝・前関白一条内基・前関白二条昭実・関白羽柴秀次・大納言鷹司信房
慶長	前関白一条内基・前関白九条兼孝・前関白二条昭実・大納言鷹司信房・大納言西園寺実益・大納言勸修寺晴豊・大納言大炊御門経頼・大納言中山親綱・大納言久我敦通・中納言花山院家雅・右中将三条西実条・侍従徳大寺実久・藏人右少弁甘露寺経遠
元和	前関白鷹司信房・前関白九条忠栄・関白鷹司信尚・前右大臣今出川晴季・内大臣西園寺実益
寛永	大関鷹司信房・前右大臣西園寺実益・前右大臣花山院定照・新大納言三条実条・大納言中御門資胤

全ての大臣以上（晴季は改元定の上卿）が答申者となっている。また、武家の秀次が答申者となっている点も注目される。戦国期の改元に係る「勅問」答申者には現任の関白が必ず選出されており、関白秀次が武家ながら答申者となった背景の一つに想定される。慶長度も近衛信尹（勅勘・在国）と晴季（秀次事件に連座）を除き、大臣以上と一部の大中納言が答申者となっている。特に摂関・清華家の全家が答申者となっており、家格の論理が強まったことが窺える。後水尾の時期もほぼ同様であるが、家格の論理は後退している。豊臣政権による家格政策の盛衰のあらわれであろうか。

以上、本節では戦国期～江戸初期の「勅問」答申者について、改元の事例をもとに分析を行った。江戸初期に至るまで「勅問」

答申者は、「官職（全ての大臣以上（前官を含む）と一部の大中納言）」と「天皇の意向（年齢、事案の特性等）」とよって選定されている。「天皇の意向」のなかに武家側の状況が入ったこと、織豊期（特に豊臣期）に家格（摂関・清華家重視）の論理が強まったことを除き、後土御門の時期の在り方からほとんど変化は見られない。戦国期の朝廷・公家社会において政治的影響力を有する存在であった「勅問」答申者は、理念上は（A）全ての大臣以上（前官を含む）と（B）一部の大中納言であり、具体的に言えば（A）は主として摂関・清華家の人々（特に摂関家の人々）が該当し、（B）は主として政治顧問となった人々が選出されている。この「勅問」答申者の選定基準は改元に限らず、朝廷に持ち込まれた相論や人事においても同様であったと考えられる⁽⁶¹⁾。

上記より、「勅問」答申者である」ならば「摂関家の人々である」可能性が高く、「摂関家の人々である」ならば「勅問」答申者である」可能性が高い、このいずれもが成り立ち（二章三節・本節）、かつ「勅問」答申者である」ならば「政治的影響力（≠権力）を有する」（二章一節・二節）のであるから、戦国期の朝廷・公家社会において「摂関家の人々」は「政治的影響力（≠権力）を有する」存在であったと評価できる。ただし、「勅問」答申者」と「摂関家の人々」の集合は重なる部分は大いだが、集合外となる存在にも注目する必要がある。鷹司家のように戦国期を通じて「勅問」が下されなかった家もあり、また武家側の状況の影響も小さくなく、「勅問」答申者」にならない「摂関家の人々」も存在した。五摂家のいずれもが常に同等の政治的影響力を有していたわけではないのである。一方で「摂関家の人々」ではないが「勅問」答申者」となる人々もいた。（A）のうち清華家の人々や

(B)の人々である。本稿では、摂関家の権力を念頭に置き分析を行ったため、その全容を示し得なかったが、「勅問」を下された廷臣、下されなかった廷臣を分析することで、各時期における朝廷・公家社会内部の権力関係をより明瞭に復元することが可能であると考えられる。⁽⁶²⁾

おわりに

本論で明らかにした点を整理する。一章「勅問」の諮問・答申の方式」では、「勅問」が主に「仰詞」(諮問文書)・「申詞」(答申文書)を用い、職事を介して一部の廷臣に在宅諮問を行う制度であったことを明らかにした。第二章「勅問」の効力と答申者」では、「勅問」の答申結果が天皇の意思決定に対して拘束力を持ち、その「勅問」の答申の効力が公家社会で広く認知されることで、「勅問」答申者が朝廷・公家社会において政治的影響力(≠権力)を有する存在であったことを示した。その「勅問」答申者は「官職(全ての大臣以上(前官を含む))と一部の大中納言」と「天皇の意向(年齢、事案の特性、武家側の状況、摂関家重視等の要素を含む)」によって選定されていたことを明らかにし、主に摂関・清華家(特に摂関家)の人々、及び政治顧問となった人々が「勅問」答申者として権力を有していたと結論した。補足すれば、戦国期の「勅問」と同様の制度はすでに南北朝期には確認できる。⁽⁶³⁾南北朝後期には議定・雑訴沙汰の機能が低下し、代わって「勅問」の比重が増加したとされる。⁽⁶⁴⁾戦国期の「勅問」の在り様はこの延長にあったと推測される。また南北朝期の「勅問」は、院政期・鎌倉期の在宅諮問に系譜を持つ可能性が示されている。⁽⁶⁵⁾戦国期の摂関家の人々の意思決定への関与は基

本的に「勅問」への答申に限られ、決裁者としての側面はほとんど見られない。これは鎌倉後期〜南北朝期の変化であるとされるが、⁽⁶⁶⁾少なくとも江戸初期までは現任摂政を除きこの在り方が続いているように思われる。なお、室町期には天皇・院から摂関家の人々等に「勅問」が下される事例がほとんど確認できなくなる。代わって室町殿が朝廷での事案処理にあたり摂関家の人々に諮問する事例が見える。⁽⁶⁷⁾義持期や義勝・義政期に「勅問」が確認できることを踏まえると、「勅問」が行われるか否かは、室町殿の朝廷での立場の変化(治天の代行か否か)⁽⁶⁹⁾と対応している可能性がある。その後、江戸期には天皇の下問に答える機構として勅問衆が置かれる。これは朝廷政務機構のなかで摂関家が排他的に堅持し続けた特権的な立場であったとされる。⁽⁷⁰⁾近世勅問衆が戦国期の「勅問」とどのように接続するのは未だ考えを得ない。ただし一章二節に見た通り、「勅問申詞」は幕末期まで確認できる。以上、粗々な整理ではあるが、「勅問」は院政〜幕末期の朝廷を捉える分析視角の一つになり得るだろう。

さて、本稿の結論を「はじめに」に整理した研究史に位置づければ、池氏の立論——朝廷政治に摂関家の人々が不関与であった——に対する井原氏・神田氏の批判を一つ前進させたことになる。しかし、池氏の立論の根拠・導出に対して反論を提示できていない部分もあり、このままでは十分な批判とは言えない。そこでこの批判を確実なものとするべく、ここで池氏の立論の主たる根拠に対して問題点を指摘しておきたい。氏は戦国期の摂関家について、①消息宣下の上卿を勤めていないこと、②陣儀(陣定)への不関与、③禁裏小番への不参加、④私的行事への不参加、⑤子女の禁裏女房としての不出仕、⑥正親町天皇の即位次第における関白関与の低下、⑦天文十四年(一四四五)

の鷹司家と山科家の相論裁定の事例を挙げる。まず①・②・③・⑤・⑥については、室町期あるいはそれ以前から見られる現象で、戦国期特有のものではない。①②は、例えば『続史愚抄』⁽⁷¹⁾ 応永元年（一三九四）～応仁元年（一四六七）条を見ると、任官等の消息宣下の上卿を摂関家の人々が勤めた事例は確認できない。当該期に彼らが上卿を勤めたのは、節会の内弁等を除けば、北野社一切経供養や仗議等の一二例であり、陣儀の上卿についても室町期の段階でほとんど勤めていなかったことが分かる。なお陣定（仗議）⁽⁷³⁾ は、戦国期にも文亀改元の上卿を九条尚経が勤めている。⁽⁷⁴⁾ また天文改元の仗議では関白近衛植家が内覧を行った形跡があり、⁽⁷⁵⁾ 戦国期の陣定に摂関家の人々が関わっていないかとは言い難い。③は小番の成立した室町期以来のことであり、⁽⁷⁶⁾ ⑤もまた南北朝以来の事象である。⁽⁷⁷⁾ ⑥は称光天皇の即位次第にも同じ記述が見え、⁽⁷⁸⁾ 戦国期の状況を受けての変化とは言えない。④は「後花園院御消息」に「殊に近比の会など、室町殿・大間いししいし嚴重に伺候せられ候事にて候（中略）ましてやとさま^(外様)・さいかくのかたぐは、いかにも見落され候はぬやうに」とあるように、室町殿・大間等々が参加する御会は外様（公的）行事となる。少なくとも後花園天皇の時期以来、摂関家の人々は天皇の私的行事には基本的に参加しなかったものと思われる。⑦についても、近い時期に細川国慶の地子銭徴収に対して、一条房通の要請のもと広橋兼秀や山科言繼等が武力援助を行った事例等が見られ、⁽⁸⁰⁾ 摂関家全体が天皇や言繼等との間に常に所領・権利をめぐる競合関係を生じさせていたとは考えにくい。以上より、摂関家をめぐる池氏の立論は成り立ち難いと思われる。

池氏の摂関家に対する評価は、戦国期の公家社会が「単に衰退しただけでなく分解・解体状況」にあり、「実権の喪失や制度の形骸化とは次元を異に

する、国政としての朝廷政治の根本的変質」が起こっていたことの証拠の一つとされ、近世の朝廷は統一政権が「価値を見出した」ことによって「再生産」・「再建」されたものと位置づけられてきた。⁽⁸¹⁾ しかし前述したように、氏がその「根本的変質」の根拠とした事象は、戦国期以前の南北朝・室町期にすでに確認できるものが多い。このため、戦国期の朝廷政治に「根本的変質」が起こり、これを統一政権が「再生産」したとする織豊期公武関係の歴史的前提をめぐると見解には疑問が生じる。近年、神田氏は戦国・織豊期の朝廷の政治的機能を分析し、武家政権が「政治支配の正当性・正統性の保証を行う朝廷」を「再生・浮上」させる積極的な理由のあったことを指摘し、近世の公武補完的な国家上部構造が形成される背景を示した。あわせて、統一政権が確立する以前から朝廷内部に主体的・自律的な「朝廷再生」・「朝儀再興」の志向のあったことを見出している。廷臣の在国や朝儀の停廃等によって戦国期の朝廷がそれまでと比べ「縮小」⁽⁸⁴⁾ しており、そしてそれを統一政権が回復して支配に利用したことは間違いない。しかし、朝廷の「縮小」が「根本的変質」に及んでいなかったとすれば、統一政権の朝廷政策もまた、「再生産」ではなく、南北朝期（特に南北朝後期）～戦国期の朝廷の在り方を前提とした「追認的な整備」⁽⁸⁵⁾ であつたのではないだろうか。例えば朝廷の意思決定に係る機構に関しては、摂関家が勅問衆に、政治顧問が議奏に、惣伝奏が武家伝奏に、中世後期から近世前期にかけて連続的に変化したと捉えることもできる。⁽⁸⁶⁾ 江戸初期の摂関家や武家伝奏を「近世的」と評価できるか、また朝廷・公家社会の変化について統一政権側の積極的意思をどこまで読み取れるか、といった点についてはなお再考の余地が残されている。

註

- (1) 池享「戦国・織豊期の朝廷政治」(『戦国・織豊期の武家と天皇』校倉書房、二〇〇三年、初出一九九二年)。なお、書籍・論文等の副題は省略した。
- (2) 井原今朝男「室町・戦国期の天皇裁判権とふたつの官僚制」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一七八、二〇一三年)。
- (3) 神田裕理「戦国末期朝廷の政務運営」(『戦国・織豊期朝廷の政務運営と公武関係』日本史料研究会企画部、二〇一五年、初出二〇一四年)。
- (4) 石原比伊呂 a 「室町後期の近衛家と他の摂家」(『聖心女子大学論叢』一二九、二〇一七年)・同 b 「室町後期における二条家の停滞」(『同』一三〇、二〇一八年)・同 c 「近衛政家の台頭」(『同』一三一、二〇一八年)。
- (5) 川嶋將生「大覚寺義俊の活動」(『室町文化論考』法政大学出版局、二〇〇八年、初出一九九五年)・湯川敏治「足利義晴將軍期の近衛家の動向」(『戦国期公家社会と荘園経済』続群書類従完成会、二〇〇五年、初出一九九八年)・高梨真行「將軍足利義輝の側近衆」(『立正史学』八四、一九九八年)・黒嶋敏「山伏と將軍と戦国大名」(『中世の権力と列島』高志書院、二〇一二年、初出二〇〇四年)・高梨「戦国期室町將軍と門跡」(五味文彦編『中世の寺院と都市・権力』山川出版社、二〇〇七年)・馬部隆弘「信長上洛前夜の畿内情勢」(『日本歴史』七三六、二〇〇九年)・水野智之 a 「足利義晴」義昭期における摂関家・本願寺と將軍・大名」(『織豊期研究』一二、二〇一〇年)・同 b 「室町・戦国期の本願寺と公家勢力」(『新行紀一編』戦国期の真宗と一向一揆。吉川弘文館、二〇一〇年)・木村真美子「大覚寺義俊の活動と近衛家」(『室町時代研究』三、二〇一一年)・水野 c 「織豊期の摂関家と武家」(天野忠幸他編『戦国・織豊期の西国社会』日本史料研究会企画部、二〇一二年)・鳥江結衣「戦国期近衛家の公武関係について」(『京都橘大学大学院研究論集 文学研究科』一〇、二〇一二年)・小谷量子「上杉本洛中洛外図屏風注文者 近衛氏の生涯」(『日本女子大学大学院文学研究科紀要』二三、二〇一七年)・岩本潤一「御牢人」九条種通の復権」(『戦国史研究』八五、二〇一三年)等。
- (6) 戦国期の朝廷で決裁される事案の最終的な判断は、基本的に天皇によって行われる。そのなかには公家社会を構成する人々の身分や家、富に関わる人事等の事案も含まれており、天皇の意思決定に関与し得ることは、彼ら彼女らに対して権力(影響力の一種) H・D・ラスウェル他著・堀江湛他訳『権力と社会』芦書房、二〇一三年)を有すると捉えられる。
- (7) 本稿では、鎌倉幕府の滅亡(正慶二年/元弘三年(一三三三))より南北朝合一(明德三年(一三九二))までを南北朝期、応仁の乱の勃発する応仁元年(一四六七)までを室町期、織田信長の上洛した永祿十一年(一五六八)までを戦国期、豊臣政権の消滅する慶長二十年(一六一五)までを織豊期、元和・寛永期(一六一五~一四四)を江戸初期と呼称する。
- (8) 『日本国語大辞典 第二版』(小学館)「勅問(ちよくもん)」の項。
- (9) 同記の翻刻等は『実隆公記』(続群書類従完成会)に拠る。なお、史料には読点・並列点や校訂注・人名注等を私に改め付した。
- (10) 同記の翻刻等は『親長卿記』(増補史料大成・史料纂集)に拠る。
- (11) 同記の翻刻等は『後法興院記』(増補続史料大成)に拠る。
- (12) 以下経緯は『親長卿記』長享二年(一四八八)四月七・十四日条に拠る。
- (13) 中世朝廷における「仰詞」は治天や上卿等の上位者が下位者に下す詞を指す語であり(奏事目録・陣宣下の仰詞等)、書き留めたものは「宣旨」(早川庄八『宣旨試論』(岩波書店、一九九〇年)の一種と言え、それゆえ、「勅問之仰詞」も厳密には文書と記録の間に位置する史料である。
- (14) 以後、同文庫所蔵資料は書陵部所蔵と略し、書名と函架番号のみを記す。
- (15) 『和長卿記』(国立公文書館所蔵『和長卿記』(請求番号一六二一〇二五三、一六二一〇二五七)文亀元年(一五〇一)七月二十九日条等。
- (16) 『後慈眼院殿御記』(『図書寮叢刊 九条家歴史記録二』所収)明応三年(一四九四)八月二十二日・『後法興院記』明応九年十月九日条等。
- (17) 『十輪院内府記』(史料纂集)文明十九年(一四八七)四月二十八日条。

- (18) 『親長卿記』長享二年四月二十六日条。
- (19) 末柄豊「室町時代の宿紙について」(研究代表者・保立道久『禅宗寺院文書の古文書学的研究』科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇五年)等。
- (20) 『親長卿記』文明九年閏正月三日条。事案によって寺社伝奏―職事、儀式伝奏―職事の関係から伝奏が触れることや、奉行職事後見(父等)が触れることもある。また、天皇の側近や女房が触れる例等も見える。
- (21) 『親長卿記』文明四年八月十七日条。
- (22) 料紙(紙素材)等の情報は、書陵部宮内公文書館所蔵「東山御文庫目録」(識別番号七〇六七―七〇二六八)に拠る。
- (23) 東山御文庫所蔵資料に関しては、以後書名と勅封番号のみを記す。
- (24) 小川剛生「高松宮家伝来の禁裏文書について」(中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究)研究プロジェクト編・発行『中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究調査報告』一、二〇〇七年)に紹介されている。
- (25) 有栖川宮本と高松宮禁裏本の関係は、相馬万里子「高松宮旧蔵禁裏本と有栖川宮伝来書籍類について」(国立歴史民俗博物館編・発行『高松宮家伝来禁裏本日録 奥書刊記集成・解説編』、二〇〇九年)・小倉慈司「高松宮家伝来禁裏本の来歴とその資料的価値」(同前、初出二〇〇七年)等に詳しい。
- (26) 『後法興院記』延徳二年(一四九〇)十一月二十日条。
- (27) 「強紙」は除目申文等の使用例から強杉原かと思われるが、『薩戒記』(大日本古記録)応永二十九年(一四二二)三月二十四日条等のような事例もある。
- (28) 『十輪院内府記』文明十四年七月二十二日条。
- (29) 臨時東山御文庫取調掛嘱託として調査にあたった岩橋小弥太氏は、「古文書概説」(古島敏雄他編『郷土史研究講座 八』雄山閣、一九三三年)において、主に南北朝期の古記録をもとに「勅問申詞」の形状・様式の特徴を整理している。その特徴は本稿の扱った戦国期の「勅問申詞」とほぼ一致する。これに加え、氏は「申詞」は三つ折にして記し、御所の女房が包紙(「申詞」と同質の紙)に日付と奉答者の名を記したと指摘する。
- (30) 『元長卿記』(史料纂集)文龜四年二月十四日条。
- (31) 同史料の翻刻等は『図書寮叢刊九条家歴世記録三』に拠る。
- (32) 『親長卿記』延徳四年十一月十四日・明応四年九月十一日条等。
- (33) 『親長卿記』文明十九年四月二十日条。
- (34) 『親長卿記』長享元年十一月十六日・『実隆公記』明応四年正月二十八日条等。
- (35) 『親長卿記』文明十一年四月十九日条等。
- (36) 『宣秀卿御教書案』第二冊八才―一五才。翻刻等は、『室町・戦国期の符案に關する基礎的研究』(研究代表者・末柄豊、科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇六年)に拠る。
- (37) 『史料七・八』のほか、『実隆公記』明応五年正月十一・十六日条、『和長卿記』明応五年正月十・十三・十六日条等。
- (38) 両局等に先例を尋ねる行為と、「勅問」により諸卿に意見を尋ねる行為は別種の諮問として認識されている(「糟粕記」応仁三年四月十六日条(『大日本史料』八一―二)文明元年四月二十八日条所収)。
- (39) 池和田有紀「九条家本『大柴金剛院記抜書 後花園院追号事』」(『書陵部紀要』五五、二〇〇四年)に拠る。
- (40) 『親長卿記』文明四年八月十一日条等にも見える。ただし、多数決的決定を行うには複数の明確な選択肢が必要となる。
- (41) 『親長卿記』文明五年三月十七日・『実隆公記』文明七年二月二十五日条等。関白鷹司房平は「勅問条々」を「部類」し、「大卷二卷」(公事・神事)としている(『康富記』(増補史料大成)享徳三年(一四五四)八月十一日条)。
- (42) 『長興宿禰記』(史料纂集)文明十一年十月二十四日・『十輪院内府記』文明十九年七月十六日・『実隆公記』長享三年八月二十日条等。
- (43) 「勅問」の答申結果が公家社会の合意に置換されるには、答申者が公家社会を代表するような人々でなければならない。二章三・四節の「勅問」答申者を見るに、「勅問」はこれをクリアしていたと言えよう。
- (44) 『建内記』(大日本古記録)文安元年(一四四四)四月二十八日・『後法興院記』

- 文明十四年七月二十日・『親長卿記』長享三年六月二十八日・『晴富宿禰記』（圖書寮叢刊）延徳四年四月三日条等。【史料一〇・一一】の事例はすでに末柄豊「治部卿入道寿官」（『日本歴史』七七六、二〇一三年）が紹介している。
- (45) 『親長卿記』明応七年二月十一・十七日条。
- (46) 対象とする期間は、後花園法皇が崩じ、後土御門天皇が治天となった文明二年十二月から同天皇の崩ずる明応九年九月までとする。
- (47) 『宣秀卿御教書案』（第二冊九オ・九ウ）所収。
- (48) 前掲註（4）石原 a・c 論文。
- (49) （文明十年）六月十三日付「一条兼良書状」（末柄豊「東京大学史料編纂所蔵 口宣繪旨院宣御教書案」〈研究代表者：田島公『目録学の構築と古典学の再生』東京大学史料編纂所研究成果報告、二〇一一年〉所収）。
- (50) 田麻久美子「近世勅問衆と朝廷政務機構について」（『古文書研究』五六、二〇〇二年）。
- (51) 拙稿「戦国期朝廷の合議と禁裏小番・伝奏」（『国史学』二四〇、二〇二三年）において、政治的資質が認められ合議に参加した廷臣を「政治顧問」と呼称した。本稿の「政治顧問」も同様の意で用いる。
- (52) 『十輪院内府記』文明十六年八月六日条。
- (53) 高松宮家伝来禁裏本「改元勅答部類」（国立歴史民俗博物館所蔵、H一六〇〇一―一五二）と東京大学史料編纂所蔵の徳大寺家本（請求記号四四一―一〇六）に同本の写（カ）が確認できる。東山本には後西天皇の「明暦」印が見える。
- (54) 『御湯殿上日記』（統群書類従）・『後法成寺関白記』（大日本古記録）・『九条家歴史記録』・『実隆公記』・『二水記』（大日本古記録）・『元長卿記』・『和長卿記』・国立歴史民俗博物館所蔵『享祿度改元申沙汰愚記草』（H一六三一―一七六）・『天度改元愚記草』（H一六三一―二〇六）、東京大学史料編纂所蔵『改元記』（徳大寺家本一〇一―一〇四二―一〇二）、書陵部所蔵『改元覚書』（九・三七二）・『改元申詞案覚書』（九・四〇〇七）・『改元部類』（柳・四二九）・『改元部類記』（二六四・七五六）を用いた。
- (55) 当該期の改元は久水俊和「室町時代の改元をめぐる公武関係」（『室町期の朝廷公事と公武関係』岩田書院、二〇一一年、初出二〇〇九年）・神田裕理「織豊期の改元」（『戦国・織豊期の朝廷と公家社会』校倉書房、二〇一一年）等に詳しい。
- (56) 『和長卿記』永正十八年（一五二二）七月二十八日条（書陵部所蔵『道房公記』（九・五二一九）寛永二十一年（一六四四）九月七日条所収）。
- (57) 九条種通の動向は前掲註（5）馬部・水野 a・岩本論文等に詳しい。
- (58) 前掲註（5）小谷論文等。
- (59) 享祿改元の答申者が近衛家に偏ったのは、大永頃より足利家との関係が形成されていたこと（前掲註（5）木村論文）のあらわれであろうか。
- (60) 矢部健太郎「豊臣「武家清華家」の創出」（『豊臣政権の支配秩序と朝廷』吉川弘文館、二〇一一年、初出二〇〇二年）等。
- (61) 富小路資直の昇殿所望では前関白一条冬良・前左大臣徳大寺実淳・侍従大納言三条西実隆（『実隆公記』永正元年九月三十日条）、大宮長興の贈従三位では前関白一条冬良・入道前太政大臣徳大寺実淳・前内大臣三条西実隆（『実隆公記』永正八年十月二十四日条）、仁和寺史料 古文書編二二（奈良文化財研究所）三九三号）、穀倉院別当領相論では准后近衛種家・前関白二条晴良・左大臣西園寺公朝（『御湯殿上日記』永祿四年閏三月四・八日条）等の事例が見える。
- (62) 「政治的影響力（≠権力）を有する」の集合には、「勅問」答申者である人々以外の集合（例えば室町殿）が存在することには留意したい。
- (63) 『迎陽記』（史料纂集）永和五年（一三七九）三月九日条等。
- (64) 森茂暁「北朝の政務運営」（『増補改訂 南北朝期公武関係史の研究』思文閣出版、二〇〇八年、初出一九八四年）。
- (65) 美川圭『公卿会議』（中央公論新社、二〇一八年）。鎌倉前期には「仰詞」「申詞」を用いた「勅問」の事例が僅かではあるが確認できる（『三長記』〈増補史料大成〉建永元年（一二〇六）六月十九日・二十一日条、『民経記』〈大日本古記録〉貞永元年（一二三三）三月十六・十八日条等）。
- (66) 海上貴彦「鎌倉期における大殿の政務参加」（『日本史研究』六九二、二〇二〇年）。

- (67) 『満濟准后日記』(統群書類従) 永享六年(一四三四) 九月二十日条等。
- (68) 『建内記』 嘉吉元年(一四四二) 十月九日条、『康富記』 嘉吉三年五月十九日・文安六年三月十六日・享徳三年八月十一日条等。
- (69) 家永遵嗣「室町幕府と「武家伝奏」・禁裏小番」(『近世の天皇・朝廷研究大会成果報告集』五、二〇一三年) 等。ただし義教が後花園に朝務を返上した永享九年六月(松永和浩「室町殿権力と朝儀」(『室町期公武関係と南北朝内乱』吉川弘文館、二〇一三年)) 以後、『建内記』 永享十一年六月二日条に「勅問」が見える。また義植期においても、「公家方可_レ被_レ尋決」とされた事案を、義植が一条冬良・西園寺公藤・三条西実隆を「顧問衆」とし、これに諮問を行い「申詞如_レ常折紙」を提出させた事例がある(『実隆公記』 永正七年七月八・十二・二十二・二十八日条)。
- (70) 前掲註(50) 田藤論文。「申詞」を用いた「勅問」では、清華家の人々の答申も見える(『通見公記』(史料纂集) 寛延四年(一七五二) 十月六日条等)。
- (71) 同記の翻刻等は『統史愚抄』(新訂増補国史大系) に拠る。
- (72) 前掲註(1) 池論文は、消息宣下を戦国期に生じたものと想定しているが、戦国期以前から確認できる(『後愚昧記』(大日本古記録) 永和元年三月一日・『薩戒記』 応永二十五年三月八日条等)。
- (73) 前掲註(1) 池論文は陣宣下等の儀礼を含む「陣儀」を「陣定(仗議)」として収集しており、分析にも誤りが含まれる。この点は、すでに遠藤珠紀「朝廷官位を利用しなかった信長、利用した秀吉」(神田裕理編『ここまでわかった戦国時代の天皇と公家衆たち』洋泉社、二〇一五年) が示唆している。
- (74) 『公藤公記』(書陵部所蔵『管見記』(F一・一・二)) 明応十年二月二十九日条等。
- (75) 『言継卿記』(統群書類従完成会) 享禄五年(一五三三) 七月二十九日条。なお、弘治改元においても類例が見られる(『惟房公記』(書陵部所蔵『改元部類』(柳・四二九) 天文二十四年(一五五五) 十月二十三日条)。
- (76) 書陵部所蔵『禁裏小番交名』(桂・三〇三〇)、『薩戒記』 永享二年四月二十三日条等。
- (77) 松蘭斎『中世禁裏女房の研究』(思文閣出版、二〇一八年)・神田裕理『宮廷女性の戦国史』(山川出版社、二〇二二年) 等。
- (78) 東山御文庫所蔵『御即位次第』(勅封一四一―一八四)。
- (79) 同史料の翻刻等は「後花園院御消息」(群書類従) に拠る。
- (80) 『言継卿記』 天文十六年正月十・十四日条。
- (81) 池享『戦国・織豊期の武家と天皇』(前掲)・山口和夫『近世日本政治史と朝廷』(吉川弘文館、二〇一七年) 等。
- (82) 神田裕理『戦国・織豊期朝廷の政務運営と公武関係』(前掲)・同『朝廷の戦国時代』(吉川弘文館、二〇一九年)。
- (83) 富田正弘「戦国期の公家衆」(『立命館文学』五〇九、一九八八年) 等。これが公家社会の「解体」に及ばなかったことは、水野智之「家門と天皇」(『室町時代公武関係の研究』吉川弘文館、二〇〇五年) に詳しい。
- (84) 末柄豊『戦国時代の天皇』(山川出版社、二〇一八年)。
- (85) 近年の金子拓『織田信長(天下人)の実像』(講談社、二〇一四年)・同『織田信長権力論』(吉川弘文館、二〇一五年) 等を踏まえると、織田信長の朝廷政策は「追認的な整備」の側面が強いように思われる。
- (86) 前掲註(51) 拙稿で触れるべきであったが、戦国期朝廷の政治顧問が後水尾朝の御伽衆(御側衆)を経由して議奏(母利美和「禁裏小番内々衆の再編」(『日本史研究』二七七、一九八五年) 等) に連続するのではないかと考えている。なお、摂関家の地位は元和・寛永期に上昇したとされるが(高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」(『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、二〇一四年、初出一九八九年) 等)、この点も検討の余地があるうか。
- (附記) 本稿は、国史学会(例会日本中世史、二〇二〇年九月)・日本古文書学会(第五六回学術大会、二〇二四年九月)の報告内容の一部を増補・改訂したものである。